

質問者氏名 須藤 甚一郎

目安時間 45分

はじめに

目黒区長・青木英二は、目黒区有地・旧国鉄宿舍跡（JR跡地、4,270.00㎡）を売却した。目黒区はJR跡地を、平成7年に約32億円で取得した。取得目的は、区民住宅、高齢者住宅等の建設であり、住民の社会福祉の充実であったが、21年間も取得目的を実現させず、違法な随意契約により42億円余で売却した。

当該区有地JR跡地は、地方自治法の規定では一般競争入札で売却すべきである。法で例外的に規定されている随意契約の条件に該当しないのに、青木英二区長は違法な随意契約により売却した。いまだに青木区長、目黒区執行機関は、JR跡地売却に係る情報公開、説明責任などを目黒区民及び目黒区議会に対して果たしていないのは大問題だ。

その問題点を列挙し、区長・青木に問う。私は青木区長が本件土地売却により目黒区に大損害を発生させたため、青木区長に対して、次に紹介する住民訴訟を提起した。けれど、この一般質問は住民訴訟とは関係なく、すでに住民訴訟は別途に戦いを進めている。

青木区長は、JR跡地売却に当たり、価格の有利性を適正に判断せず違法な随意契約で、4事業者の見積り合せの中で購入最高提示価格6,179,214,000円より1,967,589,979円も安く、「音楽の杜グループ（東京音大等）」に4,211,624,021円で売却した。青木区長はいまだに公募提案に参加した東京音大グループ以外の3グループの、購入提示価格を区議会、区民に公表していないのだ。

青木区長は、購入最高提示価格6,179,214,000円と売却価格4,211,624,021円の価格差1,967,589,979円の損害を目黒区に発生させたのである。私は平成28年2月29日、青木区長に損害賠償の措置を求める住民監査請求を提起した。しかし、目黒区監査委員は私が提起した住民監査請求を棄却した。

そこで私は、地方自治法の住民訴訟に関する法令に則り、原告として目黒区長・青木英二を被告にして、「被告・目黒区代表者の青木英二区長は、個人の目黒区長・青木英二に対して目黒区に損害を与えた1,967,589,979円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払い済みに至るまで年

5分の割合による金員を目黒区に支払うよう請求せよ」との住民訴訟を平成28年5月18日に東京地方裁判所民事51部に提起した。第1回口頭弁論期日は、平成28年7月14日である。

以下、JR跡地売却に関する問題点を列挙し、青木区長に質問する。

1 目黒区採用の公募提案方式（コンペティション方式）の問題点はこれだ。

(1) 目黒区は、不勉強で二段階審査方式を知らなかったため、19億6千万円余の大損を発生させた。

JR跡地売却で目黒区採用の公募提案方式では、購入最高提示価格6,179,214,000円と売却価格4,211,624,021円の価格差1,967,589,979円の損害を目黒区に発生させる結果になったのである。目黒区は、いまだに売却先・東京音大グループ以外は、購入提示価格を公表していない。けれど、私は開示請求して入手したので、公募提案に参加した4グループの提示価格を公開すれば、次のとおりだ。

①売却先：音楽の杜グループ（東京音大）

目黒区有地の価格 4,211,624,021円

②次点：つなぐプロジェクト

目黒区有地の価格 6,179,214,000円

③TSUNAGU FOREST

目黒区有地の価格 4,899,797,695円

④人・街・緑・つなぐPJ

目黒区有地の価格 4,672,355,091円

上記の4グループの提示価格を比較すれば、東京音楽大学グループの提示価格は最低価格であるのがわかる。最高価格との差額は、1,967,589,979円である。

目黒区が区有地売却に際し、二段階審査方式を知らなかったとすれば、不勉強も甚だしい。国土交通省は「公有地売却等は（市民等）共有の財産の処分という観点から、一般競争入札によりできるだけ高い価格で売り払うため、二段階審査方式による売却方法がある」と全国の地方公共団体にアドバイスしている。

以前から全国の地方公共団体に公有地を売却する場合は、次のよう

な第二段階審査が採用されている。まず第一段階の審査で、公有地の跡地利用を価格抜きで提案させ、審査委員会を設置して審査し、当該公共団体の目的に合致した提案を選定する。第二段階として、一般競争入札、つまり価格競争で売却先を決定する方法である。目黒区が第二段階審査を採用していれば、20億円近い大損は避けられた。

青木区長は、二段階審査方法を知っていたか。それとも知らないのか。

- (2) 青木区長や区幹部はどういうつもりだ。19億6千万円余の大損害を「多少の価格の有利性を犠牲にする」と考えたのか。

私の当該住民監査請求の「監査結果」の中に次の引用がある。

「最高裁判所昭和62年3月20日判決においては、『多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項1号（現行地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）に掲げる場合に該当するものと解すべきである』

この最高裁判決は、福江市のごみ処理施設契約の事例であり、犠牲になった価格差はわずか650万円である。目黒区の価格の有利性の犠牲は19億6千万円余であり、「多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても」は全く該当しない。大間違いだ。

さらに、監査請求の監査結果では、目黒区の「企画経営部長、総務部長及び街づくり推進部長名による弁明書」で「価格の有利性がある程度少なくとも、まちづくりにとって望ましい土地利用の方法を提案した事業者を選定し、適正な価格で売却することが必要であると判断し、民間提案を公募し総合的に審査する公募型プロポーザル方式を選択した」

青木区長や区幹部は、こんな杜撰な考えで、目黒区民の共有財産であるJR跡地を売却したのか。

青木区長は、19億6千万円余の価格の有利性の犠牲を「多少の価

格の有利性の犠牲」と考えたのか。

- (3) 目黒区の最高政策決定機関である「政策決定会議」は、構成員に公募提案の4グループのうち売却先の東京音大の提示価格のみを公表し、JR跡地売却を決定した。とうてい公正・公平な売却先決定とは言えない。

私は開示請求して政策決定会議の会議録を入手したが、本件土地売却の価格の有利性とJR跡地利用計画を比較考量し売却先を決定した記録はない。副区長、教育長、企画経営部長、総務部長ら20名の「政策決定会議」構成員は、売却先以外の3団体の提示価格は明らかにされず売却先を決定したのだ。公募提案に参加した4団体の提示価格を比較することもできない、こんな売却先決定は違法である。

会議録によれば、『平成27年度 第7回 政策決定会議』、日時『平成27年6月8日(月) 午前9時02分～午前10時11分』の政策決定会議で、『上目黒一丁目地区プロジェクト事業予定者等の決定について(案)』(説明者:街づくり推進部長)

(会議の結果)

区として、審査委員会の意見を尊重するとともに、地元懇談・協議会との長年の経緯の視点などから、事業運営の実現性や新たな魅力の創出などが期待できるものと判断して(案)をとり決定する。

(主な発言)

・事業予定者の提案土地買受価格が記載されているが、他の応募事業者の価格は公表されないのか。

→現在は、事業予定者の審査期間中のため契約締結までは非公開となる。提案書は、土地売買契約締結後、情報公開条例の手続の中で対応していく。

・審査の採点は、土地売買契約締結後に公表するのか。

→評価点について東京都では、土地売買契約締結後も非開示としているが、区としては、まちづくり計画書の承認以降、都と協議していく」

青木区長は、政策決定会議の構成員になぜ売却先以外の3団体の提示価格を教えなかったのか。政策決定会議では、最高提示価格と売却先の提示価格との価格差が19億6千万円余であったのは知らされていない。

区長はこんなやり方でいいと思ったのか。

(4)

ア 売却先を選定する審査委員会の委員は、どんな人物なのか区議会及び区民に明らかにされなかったのはなぜだ。

売却先を選定する審査委員会の構成は以下のとおりであった。

(委員長) 倉田直道、(委員) 大野木孝之、垣内恵美子、河野擴、中井祐、根上彰生、前田博(敬称略)

審査委員の氏名は公表されたが、各委員の肩書は公表されていないので、どんな人物か不明である。

青木区長は、どんな人物が審査をしたか公表しないでいいと思っているのか。

イ 地方公共団体が、公有地を売却する際に審査委員会を設置し、売却先を選定するとき、審査委員会の構成員にその地方公共団体の職員を複数人入れる場合が多い。外部審査委員だけでは、一般的な知識はあっても、目黒区の現状は理解できていない。

青木区長は、どうして区職員を審査委員会の委員に加えなかったのか。区有施設の見直しのおきも、外部の人間だけでやり、区職員を入れなかった。区長はそんなに区職員を信用していないのか。それとも区職員は実力がないから、外部の人間だけでやるのか。

2 政治資金流用、公用車私的利用で追及されている舛添東京都知事と青木区長はどういう関係なのか。

舛添知事は、今年4月の目黒区長選の初日に、青木英二候補の事務所開きに、都知事公用車で応援に来て、公用車の目的外使用だとして問題になっている。

(1) 舛添知事と青木区長はどういう関係で、区長選の事務所開きに舛添知事は、公用車を使用して応援に来たのか。

(2) JR跡地売却に関して、青木区長は舛添知事と面談したことがあるか。

(3) 青木区長の公用車使用について聞く。

区長公用車記録を閲覧したが、今年1月10日7:30~21:45で区内、67キロの走行記録だが使用目的は何か。同年2月6日8:00~22:00で区内、渋谷区、品川区、港区、世田谷区、5

5キロの走行記録だが、使用目的は何か。

質問者氏名 鴨志田 リ エ

目安時間 30分

1 熊本地震を教訓に首都直下型地震に備える方策について

熊本地震は2日目に本震が発災し、余震が長期にわたり、また、地震の範囲が拡大する等、想定外の地震である。熊本では「大地震が来ない」という意識が強く、東日本大震災や阪神・淡路大震災の教訓は届かず、思い込みは街や暮らしを無防備にした。首都直下型地震が発災した場合、熊本地震以上の被害と混乱が生じる。

- (1) 熊本地震では救援物資が市町村庁舎など集積拠点に集まりながら、避難所になかなか届かない問題が生じた。輸送ルートを確保し、物資の仕分け拠点が機能することが鍵となるが、対応を問う。
- (2) 首都直下型地震が発災した場合、住民の避難者と帰宅困難者で相当の混乱が生じる。災害が発生した時に、どう行動したらよいかの指針となる「東京防災」や「めぐろ防災マップ」を各家庭に備えるよう、区民が地震に対する意識が高い今、啓発すべきと考えるが、見解を問う。
- (3) 熊本地震では被災地の自治体が混乱し、人も物も足りないまま時間が過ぎ、被災者が苦しんだ。発災時が昼か夜か、平日か休日かで対応できる目黒区職員数は異なるが、区職員の日黒区居住率は27%前後となっている。災害時に備え、区職員の日黒区居住率を高めるさらなる支援をすべきである。目黒区の地価や賃貸料は高いが、支出する交通費や入る住民税を考慮するとメリットはあると考えるが、見解を問う。

2 正しい英語の表記について

世界に開かれた街・目黒として行政が使用している和製英語を正しい英語の表記に見直すことを提案する。「目黒区行政用語英訳集」は「Meguro City Administrative Terms」と訳しているが、行政用語であるからガバメントを追加し「Meguro City Government Administrative Terms」

が正式である。行政サービス窓口は「Service Desk」と訳されているが、Deskは机が一つを意味し、構造的につながっているカウンターが正しい。ホームページの英語版で、外国人が最も訪れる場所である区の窓口「Desk in the ward」を訳すと「区の中の机」、ポツンと一つ机があるイメージとなり、正しくは「Service Counter in the City Office」である。

- (1) 目黒区ホームページの英語版では「これより先のページは、株式会社高電社が提供するインターネット自動翻訳サービス『J-SERVERプロフェッショナル』により機械翻訳されたページとなります。また、固有名詞などによっては正しく翻訳されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。」とある。

「目黒区行政用語英訳集」で副区長は「Deputy Mayor」とあるが、ホームページの英語版では「I assist with Deputy Mayor Mayor」。これは日本語ホームページの副区長の業務内容「区長を補佐します」を直訳したもので、誰を示すのか分からない訳となっている。固有名詞や用語を見直し、また、用語英訳集とホームページを一致すべきだが、見解を問う。

- (2) 東京オリンピックに向け、23特別区は統一した英語の固有名詞や用語を使用すべきであり、区長会で議論することを提案するが、見解を問う。

質問者氏名 広 吉 敦 子

目 安 時 間 30分

1 公共施設に国産材の資材を取り入れることについて

現在日本の林業は、森を育て再生を図ることが求められています。戦後植林した木の多くが収穫期を迎えているにもかかわらず、国産材自給率は28.6%で、資材の7割強を輸入しています。3分の2が森林の日本の国土において半分は人工林であり、このままいくと2050年には人工林はなくなり、土砂崩れ、水源枯渇等の原因にもなる可能性があります。

2010年に林野庁による林業の再生等を目的とする「公共建築物等

木材利用促進法」が施行されましたがあまり浸透していません。森を守ることで田畑や水源、海まで環境全体を守ることに繋がり、生活の中に木を取り入れることで自然の少ない都会でも自然を五感で感じ癒され、木の文化を継承していくことに繋がっていきます。まず林業、加工業、製材所、建築、生活者が循環する仕組みを足元からつくっていくために目黒区から取り組むべきです。

- (1) 今後の区有施設の改修、改築工事に国産の木材を取り入れるべきだがその方向性を問う。
- (2) 林業、加工業、製材所、建築、生活者が循環する目黒区独自の仕組みをつくるのが大切である。友好都市気仙沼市等の材木利用を検討すべきだと思うが考えを問う。
- (3) 東京の木を使うことが大切である。東京都は「木とのふれあい推進事業」などで多摩産材の利用を推進しているが、目黒区でも使うべきだと思うが考えを問う。

2 若者支援

若者を取り巻く環境は大きく変化しており就労、就学、住まい等支援が必要とされる若者は増えてきている。

- (1) 児童養護施設の定員は都全体で3, 210人程度である。目黒区民も例外ではない。一番の問題は退所年齢の18歳からの自立援助。就労と就学、住宅など、自立までのサポート体制が必要だと思うが考えを問う。
- (2) 若者支援に対する児童館の役割は大きいと思うが、まだ22小学校校区全てには児童館が整備されていない状況である。今後の児童館開設予定を問う。

質問者氏名 河野陽子

目安時間 30分

1 児童相談所の設置について

平成28年5月27日、児童福祉法等の一部を改正する法律が成立した。その中で政令が定める特別区である目黒区も児童相談所の開設が可能となった。これは昨今の社会的事情を踏まえ、特別区長会を中心に都

から区へ、その移管を強く要望してきたことがその背景にある。

基本的には目黒区も児童相談所を設置するべきであると考えているが、開設に当たっては、施設の整備や財政負担、専門的人材の確保など課題も山積している。この問題を考えるに当たっては「子どもの目線に立ち、着実に、確実に、めぐろの子どもを守っていく」、「子どもにとって一番良い体制は何か」という視点に立って検討する必要があると考えているが区の見解を伺う。

2 一定規模以上の集合住宅の建築における保育所等の設置誘導施策について

目黒区においては待機児童問題を喫緊の課題とし、行政が一丸となって取り組んでいるところであるが、土地等の価格や賃貸物件の条件、周辺住民との調整など様々な要因から、整備が遅々として進んでいない現状がある。区は平成26年2月に「目黒区大規模集合住宅の建築における保育所等の設置の協力要請に関する要綱」を施行しているが、この要綱が功を奏した感はない。

一方、いわゆる2025年問題に向けては生産者人口の獲得が必要であり、若い世代の流入を期待すれば、当然さらなる子どもの増加に区として対応していかなければならない中、ある一定規模以上のマンションにおいて学童を含む保育施設の併設は、当該建築物件やそこに住む若い世代にとって付加価値になると考える。

「住みたいまち」「住み続けたいまち」目黒を実現するために、行き詰まりつつある保育所等整備の視点を変えて「まちづくり」や「都市整備」の観点からとして考えていくべきと考えるが、今後、一定規模以上の集合住宅の新築・建て替えに対し、保育園・学童保育等の保育施設の設置を誘導するような制度や規制を条件的、時限的な中でも検討すべきであると思うが区のを伺う。

3 放置自転車禁止区域について

現在区内の駅周辺に放置自転車禁止区域を設定している。しかし区域に隣接する道路に違法駐輪が集中する等の状況が見受けられる。また、近年東急東横線の駅の耐震・改修工事や駅前再開発、商業動線の変更に伴い、周辺のまちづくりに変化があるにもかかわらず放置自転車区域についての見直しは長年されていない。放置自転車禁止区域の指定方法に

見直しが必要だと考えるが区の所見を伺う。

質問者氏名 佐藤 ゆたか

目安時間 35分

1 目黒区内の耐震化について

熊本地震では二度の大きな地震により一部市町村の庁舎が倒壊や倒壊の恐れから使用困難となり、行政機能を他の施設に移転を余儀なくされ、被災者支援や行政サービスが滞るなどの問題が発生しました。また、学校施設等では避難所となる体育館も被害を受けたために多くの被災者が車中生活、テント生活を強いられました。今回の地震では避難所などから一旦、自宅に戻り、その後発災した本震で自宅の倒壊等に巻き込まれ、多くの死傷者が出ました。地震や災害から区民を守る必要があると考え、以下質問します。

- (1) 熊本地震と同じ規模の地震が発災しても安全に利用できるか、耐震化されてはいる区有施設の総点検が今一度必要と考えますが、所見を伺います。
- (2) 耐震化、非構造部材落下防止対策だけではなく、区有施設や体育館等の窓ガラスの破損から身を守る必要があると考えますが、所見を伺います。
- (3) 目黒区には現在、耐震シェルター・防災ベッド設置助成制度はありますが、ここ5年間の助成実績件数は僅かに5件、昨年度は0件でした。多額の費用がかかる建物全体の耐震改修よりも、少額で行える耐震シェルター・防災ベッド設置助成制度ではありますが、実績数が少ないのは、主寝室内等にシェルターを設置することで、日常生活に利用する空間が狭くなることから敬遠されていると思います。倒壊の危険から区民の安全を守るため、主寝室に使う構造部材等を耐震補強する方が有効と考えますが、目黒区の見解を伺います。

2 健康寿命延伸について

今年3月に改定された「健康めぐろ21」は、新たな健康課題に対応するため、「生活習慣病の重症化の予防」、「生活習慣の改善」を取り入れ「高齢者の健康」、「こころの健康」、「健康を支える環境整備」、

「食育の推進」という6つの目標を設定しております。特に「生活習慣の改善」を進め、メタボとロコモを減らしていくことが健康寿命を延伸へと導く重要な点であると考え、以下質問いたします。

- (1) 健康づくりは、30代頃など若い世代からの生活習慣を見つめ、メタボにならないよう予防や改善に取り組む必要があると思います。目黒区では現状、どう取り組んでいるのか。また今後、健康寿命延伸を図るための施策を考えているでしょうか、所見を伺います。
- (2) 以前、メタボ・ロコモ対策に並行して取り組む必要性について質問し、メタボ・ロコモ対策の共通のポイントは栄養と運動であり、指標を設け具体的に取り組むと答弁されました。この質問の意図は、メタボ・ロコモから認知症へと進むなどリスクが高いことから、両対策を並行して生活習慣改善に取り組むのが必要だからです。若い世代への啓発が大事だと考えますが、所見を伺います。

質問者氏名 宮 澤 宏 行

目 安 時 間 5 0 分

1 子育て・子育て支援の拡充について

- (1) 子育て支援として待機児童解消策を進めれば、保育所児童が増加し、その児童が就学期を迎えると、学童保育クラブ入所希望児童も増えるのは明らかである。区内学童保育クラブの偏在化問題もあり、抜本的な対策が必要と考えるが、今後の超過児童対応策等への考え方や拡充整備の進め方について問う。
- (2) 子育て支援の中で、子ども達のコミュニティーの場として児童館がある。区長は、児童館整備の地域格差は解消していくことが大事との認識を示しているが、児童館未整備地区への検討結果、並びに今後の具体的整備方針を問う。

2 医療と介護の連携強化について

- (1) 四中跡地の活用については、検討懇話会から「第四中学校跡地活用に関する意見書」が提出され、優先的に整備する施設として、特別養護老人ホーム・保育所・障害者福祉施設となったが、区民アイデアの中には「身体障害者リハビリ施設」等の意見も出ていた。今後、健常

者が脳卒中等の疾病により入院した後、社会復帰のための在宅療養時、さらには特別養護老人ホーム等の介護施設に入所する前の、いわゆる医療と介護の狭間として十分なリハビリができるリハビリセンターは重要と考える。そこで、四中跡地の活用や今後の介護基盤整備に当たっても、リハビリ等に十分配慮し、医療と介護の切れ目ない密接な連携を実現させる基盤整備について区長の考え方を問う。

- (2) 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、誰もが住み慣れた地域で自立し安心して暮らすことができるよう「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題である。医療ニーズの高い要介護者が増加する中、今後、目黒区の医療と介護の連携をどのように考え、進めていくのかを問う。

以 上